

産業廃棄物処分業許可証

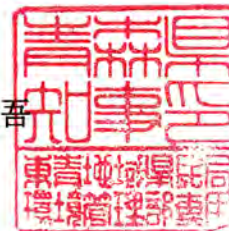
岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1

クリーンセンター花泉有限会社

代表取締役 佐藤 由佳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申 吾



許可の年月日 令和4年6月24日

許可の有効年月日 令和9年6月23日

1. 事業の範囲

事業の区分		産業廃棄物の種類
中間処理	造粒固化	汚泥（無機性のものに限る。） 以上1種類

上記のうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日 許可年月日 許可番号
造粒固化施設 (移動式) [BZ210-3型]	青森市及び八戸市 を除く県内一円。 駐機場：岩手県 一関市花泉町日形字 日形山1番73、2番1	汚泥（無機性のものに限る。）： 1,200m ³ /日（8時間稼働）	平成29年5月15日 — —
造粒固化施設 (移動式) [OMR-G500D型]	青森市及び八戸市 を除く県内一円。 駐機場：岩手県 一関市花泉町日形字 日形山1番73、2番1	汚泥（無機性のものに限る。）： 120m ³ /日（8時間稼働）	平成27年4月21日 — —

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年6月24日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)